

堺介事第1571号
平成25年12月17日

居宅介護支援事業所 各位
居宅サービス事業所 各位

堺市介護事業者課長

指定居宅介護支援事業所及び指定居宅
サービス事業所の適正な運営について

平素は、本市介護保険行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市が行う介護保険法第23条の規定に基づく実地指導の中で、介護保険法、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等に沿った内容となっていない事例が見受けられます。

つきましては、その主な事例を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。各事業所におかれましては介護保険法等を今一度ご確認いただき、適正な事業所運営を行っていただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

堺市健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

郵便物宛先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

事務所所在地：堺市堺区中瓦町1丁4番21号

第一住建堺東ビル701号

担当) 居宅事業者係 藤原

電話) 072-275-6235

FAX) 072-229-0088

メール) kaiji@city.sakai.lg.jp

1 居宅介護支援事業所関係

(1) 居宅サービス計画が居宅サービス事業所へ交付されていない。

居宅サービス計画を居宅サービス事業所等の担当者に交付していないと、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第11号に違反することとなり、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準により運営基準減算として所定単位数の100分の50に相当する単位を算定することとなります。また、運営基準減算が2月以上継続している場合、所定単位数は算定しないこととなります。

(参考)

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月十日厚生省告示第二十号）

(抄)

別表イ

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年三月十三日厚生労働省告示第九十六号）（抄）

五十六 居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号）

(抄)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、**当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。**

十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

なお、居宅サービス計画の居宅サービス事業所への交付は、各サービス事業所におけるサービス計画の作成の基本となる重要なものであり、交付が円滑に行われぬ場合、利用者の処遇に影響することはもちろんのこと、事業所の介護報酬請求等にも影響する場合があります。

居宅サービス計画を作成した際には速やかに交付することを徹底するとともに、事業所間の、より緊密に相互の情報交換を行っていただきますようお願いいたします。

2 通所介護事業所関係

(1) 利用定員を超過して利用者を受入れている。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第102条違反となりますので、適正なサービス提供の確保のため、あらかじめ届け出た利用定員を遵守してください。

もし定員を超過し、1か月のサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた利用者の最大数の合計を当該月のサービス提供日数で除して得た数（小数点以下を切り上げ）が、運営規程に記載されている利用定員を超過する場合には、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により翌月の給付費を100分の70に減額して請求する必要があります。

(参考)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）（抄）

第二百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月十日厚生省告示第十九号）（抄）

別表6

イ～ホ

注1 イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、**利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。**

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年二月十日厚生省告示第二十七号）（抄）

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法
イ 指定通所介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費、通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費（Ⅰ）又は大規模型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」と言う。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」と言う。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」と言う。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第四号のロの（2）及び（3）、第十四号のイの（2）及び（3）並びに第十八号のロの（2）及び（3）を除き、以下同じ。）に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」と言う。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 通所介護計画にあるサービスの開始時間及び終了時間と実際のサービス提供時間が異なっている。

通所介護事業者は利用者ごとに作成された通所介護計画に沿ってサービス提供を行う必要があります。通所介護計画のサービス提供時間と実際のサービス提供時間が常態的に異なっている場合は居宅サービス計画、通所介護計画を変更し、請求区分を変更しなければなりません。

これらを変更せず常態的にサービス提供時間を変更している場合は『指定居宅サービス等の事

業の人員、設備及び運営に関する基準』及び『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準』に違反することとなりますので、通所介護計画に沿ったサービス提供を行ってください。
なお、送迎に要する時間はサービス提供時間には含まれませんのでご注意ください。

(参考)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）（抄）

第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

第九十九条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月十日厚生省告示第十九号）

(抄)

別表 6

イ～ホ

注 1 イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、**現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第 9 9 条第 1 項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。**ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年三月一日老企第三六号）（抄）

第 2 居宅サービス単位数表に関する事項

7 通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない）。また、ここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

3 居宅サービス事業所共通

(1) サービス種別ごとの計画が作成されていない。

例: 訪問介護事業所の場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に「訪問介護計画を作成しなければならない。」と規定されており、事前に利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえた訪問介護計画が作成されていない場合は、「介護保険のサービスとは言えない」と判断し、介護給付費を支給しないこととする場合がありますので、サービスを提供するに当たっては必ず訪問介護計画を作成してください。（訪問介護計画を変更する場合も同様です。）

なお、第 2 4 条第 3 項には、「訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。」と、また同条第 4 項には「訪問介護計画を作成した際には利用者に交付しなければならない。」とも規定されています。

で、訪問介護計画の作成・変更時は必ず説明を行い、同意を得た上で交付してください。

(参考)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）（抄）

第二十四条 サービス提供責任者（第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した**訪問介護計画を作成しなければならない。**

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、**訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。**
- 4 サービス提供責任者は、**訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。**
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(2) 基準に定められた人員を満たしていない。

介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定められた人員を遵守する必要がありますが、下記のような事例が見られます。

- ・訪問介護事業所において、訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5を満たしていない。
- ・訪問介護事業所等において、併設の事業所との兼務状況が明確でなく、常勤換算方法で2.5を満たしていることが確認できない。
- ・訪問看護事業所において、看護職員の員数が常勤換算方法で2.5を満たしていない。
- ・通所介護事業所において、機能訓練指導員を配置していない。
- ・通所介護事業所において、営業日に生活相談員がいない。

これらは基準違反であり、速やかに人員確保に努める必要があります。人員募集などの対応を行っていてもなお人員基準を満たせない場合には、適正な運営ができないと判断し、事業を休止又は廃止するなどの必要があります。

なお、人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を行い、当該指導に従わない場合には事業所の休廃止勧告等の行政処分を行うこともありますので、当該基準を遵守した事業運営を行ってください。

(参考)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）（抄）

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」と言う。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」と言う。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

第六十条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」と言う。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」と言う。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」と言う。）の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

- 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」と言う。）
 - イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」と言う。）常勤換算方法で、二・五以上となる員数
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- 二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」と言う。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」と言う。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」と言う。）ごとに置くべき従業者（以下この説から第四節までにおいて「通所介護従業者」と言う。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護師又は准看護師（以下この賞において「看護職員」と言う。）指定通所介護の単位ごとに、専

ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」と言う。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護を言う。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上